

事務連絡  
平成18年1月10日

都道府県介護保険担当主管課（室）御中

厚生労働省老健局介護保険課  
老人保健課

介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（訂正）

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成17年12月16日事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について」により、「介護保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴う平成18年度介護報酬の見直し等にかかる介護保険事務処理システムに関して、現段階で考えられる事項についてお知らせしたところではありますが、同資料の内容について、一部誤りがありましたので訂正させていただきます。

つきましては、管下の市町村等に対しまして、本資料を速やかに配布していただきますよう、よろしく願いいたします。

また、本資料は、WAM-NETに掲載する予定です。

<照会先>

（インタフェース関係）

厚生労働省老健局介護保険課 課長補佐 福井  
システム管理指導官 佐藤  
TEL03-5253-1111（内線）2166

（インタフェース関係以外）

厚生労働省老健局老人保健課 介護報酬解析官 西田  
調査係長 伊差川  
TEL03-5253-1111（内線）3960

## 介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（訂正）

平成 17 年 12 月 16 日事務連絡「介護報酬事務処理システム変更に係る参考資料の送付について」中、「介護報酬算定構造のイメージ」**資料 1** について、以下の点を訂正する。

<訂正内容>

### 【介護サービス】

○Ⅱ 居宅介護支援費について **別添 1 参照**

→ 基本部分の要介護度区分に「経過的要介護」を追加する。

○Ⅲの 1 介護福祉施設サービス費について **別添 2 参照**

→ 加減算項目中の「感染症管理体制未実施減算」を削除する。

### 【介護予防サービス】

○Ⅰの 1 介護予防訪問介護費について **別添 3 参照**

→ 基本部分の要支援者別をサービス形態区分ごとに訂正する。

○Ⅰの 10 介護予防特定施設入居者生活介護費について **別添 4 参照**

→ 外部サービス利用にかかるサービス名の記述（名称）を修正（介護予防を追加）する。

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分			注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援 加算	注 特定事業所集中減算 加算						
イ 居宅介護 支援費	(1) 居宅介護支援費(Ⅰ)	経過的要介護 (〇〇単位)									
		要介護1・2 (〇〇単位)									
		要介護3・4・5 (〇〇単位)									
	(2) 居宅介護支援費(Ⅱ)	経過的要介護 (〇〇単位)				(〇〇の場合) ×〇〇/100  (〇〇の場合) ×〇〇/100	+〇〇/100	-〇〇単位			
		要介護1・2 (〇〇単位)									
		要介護3・4・5 (〇〇単位)									
	(3) 居宅介護支援費(Ⅲ)	経過的要介護 (〇〇単位)									
		要介護1・2 (〇〇単位)									
		要介護3・4・5 (〇〇単位)									
<input type="checkbox"/> 初回加算		(初回 1月につき+〇〇単位) (退院・退所時 1月につき+〇〇単位)									
<input type="checkbox"/> 特定体制整備事業所加算 (1月につき +〇〇単位)											

Ⅲ 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

1 介護福祉施設サービス

基本部分				注			注	注	注	注	注	注
				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入所者の数が入所定員を超える場合	介護・看護職員又は介護支援専門員の員数が基準を満たさない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	重度化対応加算	重度化対応未実施減算	専従の機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画を作成した場合	専従の常勤医師を配置している場合	精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合
イ 介護福祉施設サービス	(1)介護福祉施設サービス費(1日につき)	(1)介護福祉施設サービス費(Ⅰ)<従来型個室>	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100						
			要介護2 (〇〇単位)									
			要介護3 (〇〇単位)									
			要介護4 (〇〇単位)									
			要介護5 (〇〇単位)									
	(2)介護福祉施設サービス費(Ⅱ)<多床室>	要介護1 (〇〇単位)										
		要介護2 (〇〇単位)										
		要介護3 (〇〇単位)										
		要介護4 (〇〇単位)										
		要介護5 (〇〇単位)										
	(2)旧措置入所者介護福祉施設サービス費(1日につき)	(1)旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)<従来型個室>	要介護1 (〇〇単位)									
			要介護2・3 (〇〇単位)									
要介護4・5 (〇〇単位)												
(2)旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)<多床室>		要介護1 (〇〇単位)										
		要介護2・3 (〇〇単位)										
		要介護4・5 (〇〇単位)										
ロ ユニット型介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス	(1)ユニット型介護福祉施設サービス費(1日につき)	(1)ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100						
			要介護2 (〇〇単位)									
			要介護3 (〇〇単位)									
		(2)ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)<ユニット型準個室>	要介護1 (〇〇単位)									
			要介護2 (〇〇単位)									
			要介護3 (〇〇単位)									
	(2)ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(1日につき)	(1)ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要介護1 (〇〇単位)									
			要介護2・3 (〇〇単位)									
			要介護4・5 (〇〇単位)									
		(2)ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)<ユニット型準個室>	要介護1 (〇〇単位)									
			要介護2・3 (〇〇単位)									
			要介護4・5 (〇〇単位)									
注 外泊時費用				入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定								
注 感染症管理体制未実施減算 (1日につき 〇〇単位を減算)				(削除)								
注 安全管理体制未実施減算 (1日につき 〇〇単位を減算)												
注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 〇〇単位を減算)												
ハ 初期加算 (1日につき 〇〇単位を加算)												
ニ 退所時等相談援助加算				注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合								
(1)退所前後訪問相談援助加算 (入所中1回(又は2回)、退所後1回を限度に〇〇単位を算定)				注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合								
(2)退所時相談援助加算 (〇〇単位)												
(3)退所前連携加算 (〇〇単位)												
ホ 栄養管理体制加算												
(1)管理栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)												
(2)栄養士配置加算 (1日につき 〇〇単位を加算)												
ヘ 栄養マネジメント加算 (1日につき 〇〇単位を加算)												
ト 経口移行加算 (1日につき 〇〇単位を加算)												
チ 療養食加算 (1日につき 〇〇単位を加算)												
リ ターミナルケア加算												
(1)ターミナルケア加算(Ⅰ)施設・在宅死の場合												
(2)ターミナルケア加算(Ⅱ)(1)以外の場合												
ヌ 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 〇〇単位を加算)												
ル ホームシェアリング対応加算 (1日につき 〇〇単位を加算)												

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問介護費

基本部分		注 3級訪問介護員により行 われる場合	注 特別地域訪問介護加算
イ 介護予防訪問介護費(Ⅰ)	要支援1 (1月につき ○○単位)	×○○/100	+○○/100
	要支援2 (1月につき ○○単位)		
ロ 介護予防訪問介護費(Ⅱ)	要支援1 (1月につき ○○単位)		
	要支援2 (1月につき ○○単位)		
ハ 介護予防訪問介護費(Ⅲ)	要支援2 (1月につき ○○単位)		

： 特別地域訪問介護加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

10 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注
		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	専従の機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画を作成した場合	委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費	要支援1 ( 〇〇 単位)	× 〇〇 / 100	+ 〇〇 単位	<small>介護予防訪問介護加算                      介護予防訪問入浴介護加算                      介護予防訪問看護加算                      介護予防訪問リハビリテーション加算                      介護予防通所介護加算(運動器機能向上加算、栄養マネジメント加算、口腔機能向上加算を含む)                      介護予防通所リハビリテーション加算                      介護予防福祉用具貸与加算                      ※ ただし、基本部分も含めて要支援度別の居宅サービス区分支給限度額を上限とする。</small>
	要支援2 ( 〇〇 単位)			
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (〇〇単位)				